

インターネット上の不当広告に注意!

近年、通信販売市場の売上高は増加しており、中でもインターネットショッピングの割合が増加しています。インターネット広告は媒体別広告費では新聞広告を上回る規模になったと言われ、インターネット広告に関する相談も増加しています。

東京都では、年間2万件のインターネット上の広告を継続的に調査し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」）に違反するおそれのある表示がされていないかどうか監視しています。



不当表示のおそれがあるとして 東京都が事業者に改善を指導した広告例

事例1

「銀イオンの効果は一緒の洗濯物にまで!」
「世界初! 銅の力で殺菌。ウィルス、
花粉からあなたを守ります」

- 科学的な根拠があるかのように効能・効果をうたっているが、合理的な根拠が示されなかった。

事例2

「世界中のテレビ通販で合計66万台も売れて
いる〇〇〇がなんと、このプライスダウン」

- 人気商品で、しかも値下げされたかのようにうたっているが、合理的な根拠が示されなかった。

実際のものよりも著しく優良・有利であると消費者に認識させるおそれのある広告表示は不当表示です。それらの不当表示を行っていた事業者には次の特徴が見られました。

- ❗ 景品表示法や特定商取引法などの法令知識が不足したまま、広告表示を行っている。
- ❗ 客観的事実を確認せずに、商品提供元から与えられた商品情報をそのまま転記して広告を作成している。
- ❗ 科学的な根拠があるかのように効能・効果をうたっている広告表示であっても、裏づけとなる客観的事実は乏しい。

アドバイス

インターネット上の広告には、景品表示法に違反するおそれのある広告表示が多く見受けられます。広告表示の内容をうのみにせず、多方面から情報を収集するなどして十分に検討し、商品やサービスを選択するようにしましょう。

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155 [受付時間 月~土:9時~16時
土曜日にも相談できます]

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 ※日・祝日・年末年始はお休みです